



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年8月23日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
東濃県事務所	環境課	大塚 和彦	内線 212 代表 0572-23-1111 FAX 0572-25-0079

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和5年8月22日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 愛知県春日井市篠木町七丁目16番地28
- (2) 氏 名 畑佐興業株式会社

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 令和元年12月16日（更新）
- ・許可番号 02100004680
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記9品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
以上 9種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和5年8月22日

4 取消しの理由

被処分者の役員であった者が、令和4年3月3日に瀬戸簡易裁判所において刑法に規定する罪を犯し罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過していないことが判明しました。

これにより、被処分者は、法第14条第5項第2号ニのうち、同号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するに至りました。

本事実は、法第14条の3の2第1項第4号に定める許可の取消事由に該当しません。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。